

# 建設水道常任委員会

平成20年11月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎飯高 昭二	○宮崎 和彦	吉野 俊明
紀 良治	西谷 剛周	浦野 圭司
中川議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	建 設 課 長	加藤 保幸
同 課 長 補 佐	角井 敏文	観 光 産 業 課 長	川端 伸和
同 課 長 補 佐	井上 究	都 市 整 備 課 長	藤川 岳志
都 市 整 備 課 参 事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	佃田 眞規
下 水 道 課 長 補 佐	上田 俊雄		

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、西谷委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、西谷委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道  
部長

それでは、公共下水道事業に関することにつきまして、ご報告させていただきます。まずお手元資料1-1をご覧くださいませでしょうか。

現在進めております工事の進捗状況でございます。

まず、継続事業として進めております龍田西汚水幹線工事、図中赤色路線でございます。9月議会定例会におきまして、工期及び工事請負契約額の変更についての議決をいただき、施工を進めておりますが、シールド機械も無事到達いたしまして、機械の回収を終え、現在、管渠内部の清掃及び内面仕上げ、そして人孔築造を進めている状況でございます。進捗率といたしましては約80%という状況でございます。

次に、3月議会定例会におきまして契約の議決をいただきました神南3丁目から5丁目地内で施工を進めております2工区-1工事、図中黄色路線につきまして、立坑築造工事も完了し、現在、シールド機械の掘進準備を進めており、進捗率といたしましては約25%となっております。

次に、平成19年度の繰越事業として進めております興留1丁目地内、14工区-7工事、図中ピンク色路線、そして、服部1丁目地内、11工区-6工事、図中緑色路線につきましては10月に完了いたしております。

次に、6月議会定例会で契約締結の議決をいただきました神南3丁目地内、2工区-2工事、図中薄紫色路線及び興留1丁目地内、14工区-8工事、図中青色路線でございますが、現在、管渠埋設工事を進めており進捗率といたしましては約50%という状況でございます。

また、龍田2丁目地内、4工区-3、図中オレンジ色路線でございますが、9月末に完了いたしております。

次に、小吉田1丁目地内、3工区-3工事、図中茶色路線及び龍田西6丁目地内、1工区-10工事、図中紫色路線でございますが、それぞれ管渠埋設工事を進めている状況で進捗率といたしましては約50%でございます。

なお、龍田3丁目地内、4工区-2工事、図中黄緑色路線および興留9丁目地内、19工区-5工事、図中水色路線、阿波2丁目地内、16工区-3工事、図中薄黄色路線につきましては地下埋設物調査及び家屋調査等準備工を進めており、それぞれ進捗率といたしましては5~10%でございます。

以上、本年度発注いたしております面整備工事の進捗状況でございますが、すべて年度末に完了できるよう順調に作業を進めている状況でございます。

恐れいたします、つづきまして、お手元資料の1-2をご覧くださいませうでしょうか。

平成20年11月10日現在の接続に関する状況でございます。申請受付件数が、1,641件、検査済み件数が1,611件、融資あつせん利用総数につきましては28件、浄化槽雨水貯留施設転用総数につきましては20件という状況でございます。なお利用戸数につきましては現在1,825戸という状況でございます。

今後も、更に公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上が継続審査であります、都市基盤整備に関することについての公共下水道に関するご報告とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
ございませんでしょうか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、都市計画道路の整備促進に関することについて、ご報告を申し上げます。

まずはじめに、いかるがパークウェイについて報告させていただきます。まず、稲葉車瀬区間でございます。10月から白山神社前付近におきまして小規模ではございますけれども、埋蔵文化財の発掘調査が実施されております。この調査につきましては、概ね年内には該当部分が終了するというふうに聞いております。また、稲葉車瀬区間におけます未買収地2件の内の1件でございますけれども、白山神社でございます。この件につきましては、神社の役員さん並びに自治会の

役員さんと用地取得に向けてまして協議を行ってございまして一定のご理解をいただいているという状況でございます。

次に、いかるがパークウェイの岩瀬橋下部工事でございますけれども、10月下旬から下部工事に伴います迂回路が必要となりまして、その準備工事が進められております。10月30日には「いかるがパークウェイ推進協議会」を開催いたしまして、11月初旬から竜田川左岸の橋台工事を再開されるということの報告させていただきまして、迂回路の確保や安全対策につきまして説明がなされております。

なお、この迂回路は11月14日に迂回路の切り替えができてまして工事が再開しているということでございます。

また、年度内には岩瀬橋の上部工事でございます。発掘調査が終了した区間の内、町道405号線、小吉田側でございますけれども、ここから白山神社の手前までの約330mの区間におきまして道路の概成工事、いわゆる路側の擁壁であったり、盛土等の工事が発注される予定となっているというふうに聞いております。いかるがパークウェイにつきましては以上でございます、続きまして都市計画道路法隆寺線についてご報告を申し上げます。

現在進めております都市計画道路法隆寺線整備工事につきましては順調に進捗しているところでございまして、工事の進捗率といたしましては約40%となっております。なお、用地買収ができております、すでに終わっております中央公民館の東側でございますけれども、来月には一部工事を発注したいと考えてございまして、次回の委員会におきまして内容をご報告させていただく予定といたしております。

また、残っております用地買収でございますけれども、残っております国道25号との取り合い部分の1件でございます。引き続き用地交渉にあたってはありますが、現在まだご理解をいただけない状況でございます。今後も早急にご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、法隆寺線に関する状況でございます。

以上でもちまして、都市計画道路の整備促進に関することについて

の報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。  
西谷委員。

西谷委員 この前に、私この建設委員会で、三室地域のバイパスの構造について質問をしたことがあるんですが、その後10月18日付けで私のところへ、いかるがバイパス計画白紙撤回要求連絡協議会からこういうニュースが送られてきました。この内容を見ますと私が質問したことに対して藤川課長は、要はその一度、三室地域の方とお話させていただいたことがあるということをご答弁されました。私自身もそういうふうに解釈を、町が三室地域の方に話をしたんだということで理解をしていたんですが、このビラを見ますとそうではなくてまったく違うことが書かれているんですが、この内容について町の答弁が正しいのか、それともこのビラの内容が正しいのかちょっと教えていただけますか。

都市整備課長 今回の西谷委員のご質問ですけれども、私といたしましてはここに書かれておりますように、言われておりますその場といたしましては、反対委員会の方から奈良国道に申し出をされまして、そこに私達がいわゆるオブザーバーという格好で一緒にお話をさせていただいたということで間違いのない話でございます。ということでですね、いずれがおかしいということでもなかろうかと私は思っております。

西谷委員 あのね、議会っていうのは正確に答弁してもらわんと聞いた方は誤解を招きますし、まして議事録に載りますと、それが正しいということで、当然住民の方も思うわけですね。私も一度お話をさせていただいたことございましてって言われると、当然一度話をさせていただいたっていうのは町が反対派の方に対してしたという、これは普通理解することですよ。だから今、藤川課長が言わはんのやったら正確にです

よ、反対派のところから奈良国道に申し出があつて、その会議に私たちは傍聴しましたという答弁がされていいはずやけど、そういうこと一切なしにこういうことされると、町は積極的に反対派の地域に対して説明をしていると理解するんじゃないですか。

都市整備課長 町としてはできるだけ積極的にですね、地元の方々にお話をさせていただきたいというふうな立場は変わってございません。この当時の事実でございますが、西谷委員のご質問につきましてはですね、三室の方がどういうふうに高さの関係についてですね、目の前に大きな高い道路があるということで、どういう意見があるんやということのご質問でございましたので、私は会った、会ってないというよりもですね、主旨として高いということをやっぱり気にされる方がおいでになるという意味で発言をさせていただいたと考えてございます。

西谷委員 いやあのね、せやのうて、要は一度お話をさせていただいたっていうのはどう見ても町が反対派に対して働きかけて、自分とかが主体的になって話をしたっていうのが、一度お話をさせていただいたっていうことですよ。おたくが言わはるんやったら少なくとも奈良国道とかそういう関係をきちっとそこで今言うてることを細かく答弁されてるんやったら、ここに書いてあることは間違いやとは言えても、あきらかに藤川課長自身は、この中では奈良国道と反対派の方との話し合いの場があったということは一切おっしゃってないでしょ、そやから少なくともやっぱりその議会で答弁する時はもう少し正確な答弁をしてほしいし、今のこのビラが事実やとしたら、この委員会で答弁された部分については奈良国道といかるがバイパスの白紙撤回要求連絡協議会が話し合いをしたと、協議会が奈良国道に説明をしてほしいっていうことの中でされた部分であるっていうことでやっぱり答弁を変えてもらわんと、これがそのまま委員会の議事録で残ってしまいますと、あとから見られた、あるいは議事録を見られた方に誤解を招きますんで、ちょっと訂正お願いしたいと思います。

委員長

今、西谷委員はいかるがバイパス計画白紙撤回要求連絡会議が10月18日に配られた内容についてお話されているということの中で、前の委員会において、今、話ありましたように、ちょっと一度お話をさせていただいたことがございましてという文面がですね、今焦点になっているわけですが、この解釈の仕方というのはちょっと難しいというか、取り様によってはきちっとこの記事に基づいて連絡協議会が言われてるという節の面もありますけども、まあ以前より自治会に対してはお話をさせていただきたいということで、なんらかのお話をしていると思います。ただそこで然るべきその日、場所を定めてとったことはないということはありませんから、それに対しては一度お話をさせていただいたことがございまして、ということとはちょっとあたらないかなとは思いますが。しかしながら先ほど言いましたように以前から町の方が積極的に働いて、このことについて道路の構造に関してお話をさせていただきたいという、その何回かあって、相手は応じなかったということの中において、それも含んで課長がそういう言葉を述べられたんじゃないかなと私は解釈はしております。その辺、西谷委員が今この文面においては確かにそういうふうに解釈される面もあるけども、反面は、言いましたように課長の方では以前に話をさせていただいたというのは、協議をさせていただくということにおいて含んでるものじゃないかなということで僕は解釈しておるんですけども、どうでしょうか。

西谷委員

いや、そやのうてね、ここ書いてあるように、要はこの後一度お話をさせていただいたことがございましてということで課長が答弁してその傍聴されてた方ですよ、藤川課長に委員会の答弁で一度お話をさせていただいたというのはいつのことかと尋ねたら、課長が今年3月12日のことであると答えましたと。その3月12日は三室地区自治会が独自に国土交通省奈良国道事務所に対して三室山下交差点から岩瀬橋間のバイパス道路はどのような構造計画になっているのかと説明を求



めた場やと言うたんですね、しかもその説明会の冒頭に私どもから本日は国に対して説明を求めたものであり、バイパス建設のための話し合いの場ではありませんと、あえてこの場の主旨を確認する発言をして会議を始めたんですよ。ほんでたまたまその場に勝手に出席した藤本都市建設部長（当時）と藤川課長にも同様な話をして2人は傍聴者的立場であることを前提として同席を認めた経緯がありますっていうから、当然この話し合いの会議は三室自治会が主体をもってやられたっていうことですよ。そしたらこういう流れの中では、当然一度お話をさせていただいたことがございましてっていうんですけど、町が積極的にその地域の人に話し合いをしたと誤解されるような内容発言をするっていうのは、全然課長の言ってることと、実際に三室地域のこのビラに載ってることとはまったく違うやないですか。そやからそういうことは誤解を招くような発言したんやったら、ちゃんと訂正して、後日誰が見ても誤解を招かんような答弁に、会議録としては訂正してほしいというのが私の意見です。

副町長 今、3月12日の白紙撤回連絡協議会と、国交省の話し合いの中で、オブザーバーとして町が参加したということということに対して、今、委員会で藤川課長が申し上げたことは、一度話させてもらったと、こういう内容でございます。西谷委員のおっしゃることもよくわかります。町としても、このパークウェイについては、積極的に進めていくという中でも、どうしても国道バイパス白紙撤回連絡協議会との話をしたいという意思もあるわけでございます。そういう意味からそんなことを言ったと思います。ただ調査いたしまして、この件についてはっきりした答えをさせていただきたいと、このように思います。

西谷委員 私は、ここに、見出しにも書いてあるんですが、都市整備課長は町議会の委員会で真偽に反する答弁を行いましたということ見出しで出てるわけですね。実際に反対派の方と事業を進める中では、当然、話し合いをしていかなん中では、その話し合いの前提となるお互いがやっ

ぱり信用した中でしかそういう場というのは持たれへんのちゃうかなと。ということになった時に、少なくともこういう所には細心の注意を払って、私は答弁はすべきやないのかなということを申し上げておきたいと思うんで、是非やっぱりこの分については、訂正をお願いしたいと思います。

それと、若干ちょっと気になったのは、ここには傍聴者の立場で、前提として、同席を認めたという経緯があるんですが、今、課長も副町長もオブザーバーやということでおっしゃってたんですが、これオブザーバーって、ちょっと私の認識と意味がちょっと違うような気が、オブザーバーというのは、普通は、助言したりとかそういう中でこうするというのをオブザーバーと言うんじゃないんですかね。今ちょっと辞書ないんでわからへん、私の認識としてはそういう認識なんですが、そしたら、傍聴でそこに単に、三室自治会と国交省の話し合いの中で、傍聴、部長と課長がしてたというのと、オブザーバーとして参加してたというのは、また内容がおかしなるんちゃうかなと。その辺はどうですか。そのオブザーバーというのは、三室自治会とその奈良国道と話し合いするところに、オブザーバーという形で入りましたということは、当然この流れからすると、三室自治会が会を仕切っておられるわけですから、そういうことで納得されて同席されたということなんですか。

都市整備課長 ちよつと言葉の使い方が、若干の認識の違いがあったのかもわかりませんが、確かにここで書いておられることにつきましては、間違いのないことをございますので、そうではないと私は申しません。私はちよつとそういう風な認識の違いがあったという風に考えております。

西谷委員 オブザーバーという発言というのは、どういう意味でオブザーバーとおっしゃったんかというのを、ちよつと聞かせてほしいんです。オブザーバーの意味。

副町長　その会議の中に、色々会議の意見等を聞いているということに対して、傍聴するということの解釈をいたします。オブザーバーとなればですね、例えば町としての場合は国交省と一緒にいくから、そのオブザーバーという解釈にもなると、このように思います。この件については、今もおっしゃってますように、奈良国道と斑鳩バイパス白紙撤回連絡協議会との話し合いであったと、こういう中で、ちょっとこのオブザーバーとして参加したというのは、私として判断する中では、オブザーバーという言い方には、語弊があったのではないかと。あくまでも傍聴的なものであるということであったと私は思います。

西谷委員　オブザーバーということやなくて、傍聴的立場で行ってたということで確認して、それやったらそれで結構です。今後もやっぱりその話し合いの中で、できるだけその議会の中では、住民に誤解を与えないような発言というのは、答弁では是非ともお願いしたいなと申し述べておきたいと思います。以上です。

委員長　他に。

( な し )

委員長　そしたら私の方から、今、西谷委員が、手元にあります、連絡協議会のことなんですけども、この2ページ目に、シリーズ斑鳩町の考え方、考えるということで、絵が載っておりますよね。こういう絵というのは、平成4年ですか、10月に発行されてるんですけども、本来の計画されてる絵というのは、これ側道があったりするんですけども、絵を見る限りにおいて、高架のすぐ下に家が立ち並んでいる。騒音、振動とか色々こう書かれているんですけども、当時はこういう計画やったんですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

都市整備課長　これは、1992年に連絡協議会の方が出されたということでここに掲載されているようでございますけども、こういった計画は従来からされていないと。現在もそうですが、この高架の、高架と言いますか、橋りょう部分ですね、これの横にはちゃんと側道を設置して、そういった高架構造の真下に家が隣接するというふうな構造にはならないようにということで、現在も構造検討が進められているという状況でございます。

委員長　そうしますと、これ10月18日配付、当然これ地元中心に配付をされたと思うんですけど、この絵を見る限りにおいては、これ見られた方が、今度計画はこういうふうになるのかということで、誤解を与えるという形になりますんで、誤解のないようにまた周知をお願いしたいと思います。

都市整備課長　今委員長おっしゃっていただきましたように、正確な情報をできるだけスムーズにですね、住民の皆様にお伝えできるように、今後とも三室住宅の自治会の方々にも働きかけて、こういう協議の場を、きちっとした協議をもてるように努力してまいりたいと考えております。

委員長　他にございませんでしょうか。　西谷委員。

西谷委員　関連でね、私、連絡協議会の肩持つわけやないけど、元々一番最初の計画っていうのはこういう高架やったんですね。高架やってそっから住民の反対があつてそしたら平面交差しようかなということで計画が変わって今計画されている。それが流れやと思うんですが、その辺のところやっぱり正確に、当初は高架、で、そのまんまの高さで三室の交差点まで行くっていうのが当初の計画で、それでは住民の反対があるからということの話し合いの中で今の平面交差になったと、そして平面交差ですーっと三室のそこへは平面交差ですよっていうことで高架しませんっていう話がありまして、そのまま平面交差ということ

で地元へ説明した。ところが実際には構造上平面交差やと言うて  
るんですが、構造上、鬼坂の三室の交差点が高いですから、どう  
しても道路構造令上、急な勾配をつけられないんで、結果として  
平面交差や言うてたんやけども、今みたいに側道つけて平面にな  
らへん部分が出てきたっていうのがこれまでの流れちゃうんかな  
と。まあ正確にというのは、そういう流れやと思うんで、たぶん  
これまでの当初の計画からずっと昭和42年にされた時から、そ  
れと48年になった当時からずっと資料調べられたら、今私が  
言ってるような流れっていうのはわかってくると思うんで、そ  
ういうことも当然、地元説明する中ではそういう話もしてほし  
いし、住民の人にもそうやったんやということを、これまでの流  
れについては知って、説明していただくほうがより説得力ある  
ん違うかな、単にこれだけを見てたら確かにこんなんちゃうや  
ないかちゅうことは言えても、そやのうて最初はこういう計  
画があってそれはその中でも奈良国道とバイパス反対派の方で  
話し合いを、いかにして地域人の理解を得るんやということ  
の中で計画が変わってき、4車線が2車線になりっていうい  
ろんな歴史的な経過の上で今があるっていうことをお互い知  
つといた方がええんちゃうんかというふうに思いますんで、  
たまたま私は仕事上そういうことをしてたんで皆さんに知  
ってもらえたらええなということで今発言させてもらって  
ます。以上です。

委員長 当初からは今、西谷委員言われましたように、しかし側道については当初からあったんですね。

都市整備課長 今の委員長おっしゃっていただいております側道でございますが、先ほど西谷委員おっしゃいましたように当時、高架という計画があったということでございます。ただその時の図面ですね、私も正確にですねちょっと確認はできていないんですが、通常高架にしますとですね、沿道の土地利用が計れませんのでこういう形ではなく、必ず高架の横にはですね、側道があってその側道を利用して沿道の方々が利用され

るということには違いないかなというふうに考えております。

委員長

その点を私は今申し上げたんです。当然計画の際においてはこういった隣接するような家というのはするんじゃないしに、やはり振動、騒音に気を遣いちょっと離れた形での側道なりをつくって、それも一つの騒音、振動の緩和となり、また周辺の利用者にとって利用しやすいように側道も計画されておりますので、その辺をよろしく願いたいと思います。

他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員

斑鳩町内で現在立体道路が増えてというような、現在バイパスで計画しているところが現在よりも道路面が高くなる、それからそういうようなところは斑鳩町内に他に、沿国道、県道でありますか。

都市整備  
課長

こういった構造のところにつきましては、現在JR法隆寺駅のところで県道大和高田斑鳩線、これが高架構造になっているという1ヶ所ございます。

委員長

他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員

当初の形態はどうだったかということで、私もうろ覚えっていうか、当初は4車線でそれから2車線になって高架部分に関しては三室から直接岩瀬橋の方向に向かって高架橋で通すんだと、こういう協定がありまして、まあ橋りょうの業者がみなさんそうですかどうですか、メタルですかコンクリートですかって言って、国道工事事務所へ行った記憶がありますので、今そこに書かれているバイパスについての図面については大体こういうことを予想していた、当時は予想していたのではないかと思います。側道があるかないかに関しては、だんだん歴史に20年、30年と経つに従って現在のような状況になってきているんだろうと思います。構造としては、三室交差点から岩瀬橋の間は

国交省が言うように平面にはならないだろうと思っておりますので、その辺先ほど西谷委員が言われたとおり住民説明会においても、またいろんな機会に町の願望で、願望がおそらく藤川課長の言葉になって話をさせていただいたってということになったんだろうと思いますけども、願望ではなくて正確なやっぱり議会っていうのは言葉のやりとりでできるわけですから、その辺もう一度きちっと考えていただきたいと思っております。

都市整備  
課長 今委員おっしゃっていただきましたように、住民の皆様方にできるだけ正確にですね、正確な情報を提供させていただいて皆様方とお話をしながらいいものをつくっていききたいということで、現在、紅葉ヶ丘自治会の方々とも協議をさせていただいているという状況でございます。今後、関係の自治会といたしましては、直接、三室住宅自治会もでございます。先ほども申しておりますが、三室住宅自治会の方々ともぜひともお互いにお話し合いをできる場を持っていただいて、内容を正確にお伝えし、また住民の皆様方が言いたいこともちゃんと聞かせていただくという場をぜひとも持っていただきたいと思っておりますので、委員の方々におかれましてもご協力の程よろしくお願ひしたいと思っております。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備 それでは J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、報

## 課参事

告させていただきます。

はじめに南口の1号線でございますが、9月30日に入札を執行いたしましたしまして、現在、南口駐輪場の解体工事から着手しております。進捗率は15%となっております。

続きまして、2号線でございますが、関係利用者に個別対応をいたしました結果、代替地等希望される方が数名ございまして、まずは、代替地希望者に対しまして、候補地等の条件などの具体的な意向を確認すべく、調整を図ってまいりたいと考えております。

また、計画線の三代川北側農地部分でございますけれども、線引き制度によります特定保留区域として位置づけておりますことから、道路計画と併せて地元調整をしてまいりましたところ、地元地権者の意向も確認できましたので、簡単に現在までの経過の報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

この線引き制度によります新家地区の特定保留区域約5ヘクタールでございますが、この区域の北側で約2.4ヘクタールの区域であれば、地元といたしましてもまとまるということでございまして、市街化区域に編入できないかと数名の地権者から相談を受けましたことによりまして、県と協議を重ねてまいりました。昨年10月に特定保留区域約5ヘクタールを白紙に戻しまして、新規地区として北側の一部区域において、次回、線引きに併せて市街化区域編入にむけて調整を行なっていくという一定の方向が示されたところでございます。

その後、県との協議結果を受けまして地元関係者に報告するとともに、地元代表者数名の方々も直接県に赴き、再度その考え方の説明を受けてもらっておりまして、最終的な地元の判断といたしまして、現在の特定期保留区域約5ヘクタールを白紙に戻すことにつきまして、関係地権者の意向も確認いただいた上で、約5ヘクタールの北側の部分の約2.4ヘクタールにおきまして、新規地区として市街化区域編入に向けて事業に取り組んでいきたいという地元の意向を取りまとめられたところでございます。

その後、関係地権者の意識を高めていただくために、市街化区域編



入の要件となっております面的整備事業（土地区画整理事業）でございますが、このことにつきまして説明会や役員会を含めまして計7回の会合を重ねていただきながら、課題提起や土地区画整理事業の学習の場を設けていただいていたところでございます。また、市街化区域編入予定区域への進入路といたしまして、2号線の整備による県道大和高田斑鳩線との接続が必要となっております。また、駅前の市街地部分における整備計画とも整合を図る必要がございますので、現在、町といたしましても、2号線の用地取得に向けて地元対応を進める一方で駅前広場及び安堵王寺線と接続するシンボルロードの都市計画についての調査検討を行っているところでございます。

なお、後ほど都市整備課長の方から報告事項といたしまして説明がなされます「線引きの定期見直しにかかる市街化区域編入予定地区」として地元への説明もさせていただいたことから、町といたしましても、今後線引きのスケジュールとの整合性を十分はかりながら、地権者の方々に更に具体的な事業への取り組み方針を固めていただけるよう支援してまいりたいと考えております。

続きまして、北口の5号線の関係でございます。計画路線東側の地権者に対しまして、補償額等を提示しながら用地交渉を進めているところでございます。住宅といたしまして、お住まいの方、また、店舗として営業をされている方々それぞれ、諸条件が異なりますことから一定の判断をいただけるまでには時間も要するとは思いますが、今後も引き続きご理解をいただけますよう交渉に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう宜しくお願いいたします。

また、駅北口の広場でございますが、駅舎橋上化事業完成後におきまして、北口から踏み切りへ抜ける4-1号線の整備を行った際に暫定的に広場を確保しておりましたが、この度、周辺の地元調整も整ってまいりましたことから、現在この広場の設計作業を進めておりまして、近々入札を行いまして年度内には完成してまいりたいと考えております。この整備概要につきましては、次回の委員会におきまして報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

す。以上でJ R法隆寺駅周辺整備事業に関することの報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。  
西谷委員。

西谷委員 今の説明の中で新家地区については特定保留から区画整理をして線引きで市街化へ入れていくということなのですが、実際に面的整備を前提にしか市街化区域にはならへんというのはわかるんですが、実際に駅前の整備をやる中では当然この地域についても、駅前広場への侵入道路っていうのは当然この区域の中で考えていかなあなと思うんですが、だから区画整理をやる場合には服部のとこと同じような形で都市計画道路を確保して区画整理するっていうふうになるん違うかなと思うんですが、その辺のところはどうなんですか。考え方は。

都市整備課参事 委員申されるとおりでございます、現在駅の南口広場の関係でございますけども、今現段階で調査を行っております、調査結果出次第また報告させていただきますながら地元とまた調整をしてみたいというふうに思っております。

西谷委員 そしたら当然、逆に言うたら区画整理の計画と同時、あるいはそれ以前に、駅前広場とそれに進入する道路の当然、都市計画決定もうって、あるいは平行してやっていくというそういう考え方でいいんですか。

都市整備課参事 今委員も申されますように、当然この区画整理をしてみている際に進入道路がまず必要であるといったようなことから、我々計画いたしておりますこの南口の2号線の、現在調査しておりますけども、これの都市計画決定を前提といたしまして、今現在事務手続きをおって、今後、県とも協議しながら進めてまいりたいと、このように思っております。

ます。

委員長 他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 直接、道路構造ということではなくてですね、さんざつなことかもしれません、こないだ議会で私発言しまして大阪方の、南口の階段、改札口に上がる階段のところの歩道と車道と区別、分けている鎖の件を質疑しまして、副町長さんから丁寧なご返答いただきまして、確かにこないだ行きましたら、まったくまだまだ当然あのままでございまして、皆さんかなり大部分の人があそこをまたいできて、また大部分の人が鎖を揺らしたり、引っ掛けたりして危うい状況なんですよ。この4-1号線出来上がるというのはかなり完成するのはまだまだ、いつ頃完成するっていうことは言えない状況ですか。それまでにですね、あの鎖が必要でなかったら取った方がいいんじゃないかなと思うのと、それからこないだテレビ見てましたら、例えばフランスとかあちらの馬車を利用したところなどでは、歩道と区別すところに鎖がないんですよ。たしかに支柱は立っているんです。それをテレビ見てましたら、その支柱は馬を繋ぐための支柱だったんです、昔は。今は道路車が走るようになったんで、人を守るためという意味もあって鎖にしたんだということなんですよ。ところが先ほど言ったとおり、このところは人はみんな大阪方かどっか車で通う人たちは、1秒でも早く思っついてあそこをまたいでしまうと、そういう構造になってますんで、無くてもよければ取ってしまうか、当然なければならぬものであれば、もっと高くした方が、鎖の高さを高くした方がいいんじゃないのかなと思ったりして発言させていただきました。以上です。

都市整備  
課参事 今おっしゃっております防護柵の鎖の件でございますけれども、交通安全上の無秩序な横断を防止するための一つの目的で設置させていただいております。今おっしゃっております路線につきましては現在この路線は南口の1号路線でございますけれども、現在駅舎から西

の県道の高架下までの工事を現在着手しております。こういったことから今後西向きの路線でございますけれども、車道2車線で現在計画をしております、その工事を現在着手しております。この工事が完成した後につきましては、今おっしゃっておられるような場所、横断されているような場所、我々もお聞きしておるんですけども、その箇所につきましては一応2車線の道路となりますことから、現在これからも整備後、我々といたしましても今後観察をしていきたいというふうに思っております。

委員長

今、吉野委員おっしゃっているのは、参事から説明ありましたように1号線が整備されまして、その時に今通ってる箇所においては横断歩道がないわけですね、今現在。だから整備された時点において、まあ横断歩道がないですからすぐに斜めに渡って鎖の所へということになりますけども、1号線が整備されて横断歩道が設置した暁においては、しかるべきルートにおいて横断歩道を通してされるということも十分考えられますので、またその行方を工事の後においてもまた見ていただきたいと思います。

他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長

ないようですので本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2. 12月定例議会提出予定議案、(1)平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民の利用に供することについて、理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道  
部長

それでは、平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民の利用に供することについてのご説明をさせていただきます。

お手元の資料-2の2枚目の付近見取り図及び裏面でございますが

詳細図をご覧くださいませでしょうか。

行政区域界周辺の地形的な条件によりまして、平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民が使用することから、地方自治法第244条の3の規定に基づき議決をいただき、別紙で添付いたしております資料-2の協定書(案)のとおり平群町と施設の設置及び利用に関して協定を締結し進めてまいるのでございます。

恐れ入ります、協定書(案)に基づきましてご説明を進めさせていただきます。

まず第1条(目的及び区域)では、平群町が設置する下水道施設の位置とその施設に流入する斑鳩町の区域を表してございまして、添付いたしております利用区域見取図、一番裏面の地図でございませが、これも同時にご参照いただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。まず、斑鳩町龍田北6丁目1788番17地先から斑鳩町龍田北6丁目1788番17地先まで、そして斑鳩町龍田北6丁目1788番1地先から、斑鳩町龍田北6丁目1788番33地先まで、斑鳩町龍田北6丁目1788番18地先から斑鳩町龍田北6丁目1788番40地先まで、斑鳩町龍田北6丁目1788番26地先から斑鳩町龍田北6丁目1788番26地先まで、また斑鳩町が平群町の施設を利用いたします区域といたしまして、龍田北6丁目1788番1地先から龍田北6丁目1788番33地先まで、斑鳩町龍田北6丁目1788番18地先から斑鳩町龍田北6丁目1788番40地先まで、斑鳩町龍田北6丁目1788番26地先から斑鳩町龍田北6丁目1788番26地先までを表示させていただきますとさせていただきます。

次に、第2条、設置同意でございませ。これにつきましては下水道施設を平群町が斑鳩町に設置する行為に対しまして斑鳩町が同意をすることを定義し、また、設置行為をする場合におきましては、道路法上の手続きをすることを定義してございませ。

次に、第3条、利用同意につきましてでございませ。平群町が設置した施設を斑鳩町が利用することに同意することを定義づけしてございませ、また、それに伴ひます排水設備等に関する取扱いにつきましては

平群町下水道条例等を適用することを定義いたしております。

次に、第4条、維持管理につきましては、施設の維持管理につきまして定義しており、今回の場合は平群町が維持管理することとなります。

次に、第5条、使用料等の徴収につきましては、平群町の下水道条例等に基づき徴収することを定義いたしております。

次に、第6条、流域下水道市町村維持管理等負担金についてでございますが、いわゆる県に支払います処理費でございますが、使用料を徴収いたしております、平群町が負担することを定義いたしております。

最後に第7条、その他でございます。この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じた場合、その都度、甲乙協議して定めるものとするを定義しております。

以上が、12月議会定例会に提出し、議決をお願いする予定であります、平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきます。

なお、当該区域につきましては、平群町の竜田川ネオポリスと斑鳩町の竜田ネオポリスを一体で整備を進めることがより効率的な整備となることから、当初から平群町側に流入する計画として位置づけをし、平群町と協議を進めてまいりました。

それぞれの自治体が設置した施設を相互に有効に利用することにより無駄の無い整備拡大を進め、そして公共下水道への接続促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 中川議長。

議長 ちょっとこの地番っていうんですか、1788番の17からね、同じ17、26から26っていうのはどういう意味なのか教えといてい

ただけますか。

上下水道  
部長 1つの敷地につきましては、間口から、門口ありますので同じ地番  
であってもそのさい面からさい面までという意味で表示しているとい  
うことで理解していただけますでしょうか。

議 長 同じ数字でね、見たもん17から17で同じ地点やないかというこ  
とで、こういう時は17番地、例えば東詰先から17番地の西詰先と  
か、北詰先から南詰先とかってというような言葉を入れたほうが理解し  
やすいんじゃないのかなと思いますけど、どうですか。

上下水道  
部長 おっしゃってる内容につきましては十分理解できるんでございます  
が、一応こういった表示の方法につきましては、端から端までと同じ  
地番なんですけども隣の境界から隣の境界までということで一つの地  
番であってもそういう区間がありますよと、区間表示という形で表示  
さしていただくということになっておりますので、ご理解いただきます  
ようお願いいたします。

議 長 それとこれ、甲が設置した公共下水道、乙が利用するということは  
斑鳩町の住民の方が利用するということで認識させていただいており  
ますが、これは斑鳩町の住民の方が利用されたもん平群町が徴収する  
んですか。

上下水道  
部長 使用料等につきましては、平群町が徴収していただいて事務処理し  
ていただくということになっております。

議 長 夕陽ヶ丘の場合は三郷町の施設を利用した場合も斑鳩町の住民さん  
は斑鳩町が徴収するってということでお話いただいたように記憶してま  
んねんけどね。

上下水道  
部長 三郷町の場合は使用料、水道使用料ですね、徴収させていただいて  
おりますのが、三郷町エリアの方につきましては三郷町に水道を使用  
しておられるということでございます。また斑鳩町にお住まいの方  
につきましては境界が、たとえ三郷町に流れることであつたとしまし  
ても、斑鳩町の方に水道料金をお支払いいただいているということ  
でございますので、事務処理上はそういった形にさせていただいて  
おります。そしてこの竜田ネオポリスにつきましては平群町の水  
道を利用してございまして、すべて平群町の方へ流れていくとい  
った区域でございますので、ご理解いただきますようお願いいた  
します。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上、12月定例議会に提出予定の議案  
については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、報告を受けることといたします。

まず初めに、(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)  
について、(2)平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正  
予算(第2号)については、内容が関連いたしますので一括して  
説明を受けることといたします。理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道  
部長 それでは、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)及び  
平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につ  
きまして関連いたしますことから、一括でご説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料-3をお願いいたします。

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)(案)でございま  
す。第7款、土木費のうち公共下水道費でございます。公共下水  
道事業への支援といたしまして、一般会計繰出金で957万円の減  
額でござ



ざいます。詳細につきましては、次の平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）でございますが、説明をさせていただきますが、まず資料-4をお願いいたします。

平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）でございます。

まず、既定の歳入歳出予算の総額から957万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ15億8,543万円とするもので、人事異動に伴う人件費の減額によりまして減額補正をお願いするものでございます。

それでは、詳細についてご説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、第4款繰入金で、現行予算額3億3,632万5千円から957万円を減額し、3億2,675万5千円に、次に、歳出につきましてでございます。裏面をお願いいたします。第1款公共下水道費で、人件費所要額であります。給料、職員手当、共済費、職員退職金手当組合等で957万円の減額をお願いするものでございます。

以上、12月議会定例会に上程を予定しております、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）及び、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、次に、（3）平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について、報告を求めます。

佃田上水道課長。

上水道課  
長

それでは、12月定例議会に上程を予定いたしております、平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。お手元の資料5をご覧くださいませでしょうか。

まず収益的支出で水道事業費用7億7,205万8千円から231万5千円減額の7億6,974万3千円をお願いをするものであります。4月の人事異動等に等に伴います人件費の減額であり、その内訳といたしましては原水及び浄水費で17万7千円の減額、配水及び給水費で112万9千円の減額、総係費で100万9千円の減額であります。

次に裏面をお願いいたします。資本的収入で企業債の限度額の増額をお願いするものであります。県と協議する中で今年度からとりかかっております、並松から目安までの老朽管更新事業での今年度施工しております三代川にかかります水管橋取替工事も企業債対象として認められましてことから限度額を4,600万円から1,400万円増額の6千万円をお願いするものであります。

以上、12月定例議会に上程を予定しております平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんでしょうか。

( な し )

委員長

ないようですので、次に、(4)線引き見直しについて、報告を求めます。藤川都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは報告事項(4)の線引き見直しについてご報告申し上げます。去る8月19日の委員会におきまして報告させていただきました、線引き見直し作業にかかります現時点での状況について報告

をさせていただきます。

以前の報告と若干ダブるところがあるかと思いますが、まず県の基本的な考え方として示されております、「見直しの動機」と「見直しの方向性」につきまして、再度説明をさせていただきます。

まず、県が今回、線引き見直しを実施する動機として2点の理由を挙げております。

まず1点目でございますけれども、現在、京奈和自動車道、南阪奈道路、中和幹線など、幹線道路のネットワークが整備されつつあることから、この幹線道路のネットワークを活用し、新たな工場立地の誘導を行い、生産力の強化による経済の活性化を図ることを目的とした土地利用を計画的に実現するためというのが1点目でございます。

次に、2点目でございます。現在、市街化区域の中には、当初想定された市街地整備が進展しないことなどを理由といたしまして、大規模な未利用地、いわゆる大規模空閑地でございますけれども、これが存在しておりまして、この大規模空閑地につきましては、個々に整備方針を定め、具体的な整備方針や計画がない場合は、市街化調整区域への編入、いわゆる「逆線引き」を行っていくためと、これを2点目とされております。そのうえで、次の2つの「見直しの方向性」が出されております。

1つ目でございますが、現市街化区域内の空閑地につきましては、土地利用の方針を明らかにし、その実現を図るほか、計画的な土地利用が見込めない場合については、積極的に市街化調整区域に編入することとされております。

次に2つ目でございますけれども、市街化区域編入につきましては、現在、見直し作業をすすめられている奈良県国土利用計画や市町村の都市計画マスタープランに即した良好な計画について、工業流通業務適地を中心にフレームの範囲内で市街化区域への編入を検討することとされております。

続きまして、現在、斑鳩町におきまして線引き及び用途地域の変更を計画しております区域の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

きます。

まず、線引きの変更に係る区域でございます。

今回の線引きの変更を行っていく区域の選定にあたりましては、先ほど説明いたしました県の基本方針との整合を図りつつ、平成16年に実施されました都市計画基礎調査による土地利用の状況を検証しながら、町の総合計画及び都市計画マスタープランで示しております「町のまちづくりの方針」の実現を図るという考えのもと、検討を進めてまいりました結果、「新家地区」、「龍田南地区」、「幸前地区」の3地区におきまして、新たに市街化編入を行っていくことといたしております。

それでは、お手元の資料の資料番号6-1、「線引き変更町素案総括図」という資料をご覧いただきたいと思っております。この地図の中におきまして、赤色でハッチがけをしております部分がございますが、今回変更を行う区域として示しております。

それでは、まず初めに、①の新家地区でございます。当地区は興留9丁目地内のJR法隆寺駅の南側に位置しておりまして、面積は約2.4ヘクタールでございます。

現在、地区内では、田んぼや畑などの農業的土地利用がなされております。先ほど継続審査のJR法隆寺駅周辺整備事業に関する事についてでご報告をさせていただきましたように、今回、約2.4ヘクタールの区域におきまして、組合施行による土地区画整理事業の実施に向けての合意形成がはかられました。これを受けまして、町といたしましても、都市計画マスタープランにおける新規市街地としての位置付け、あるいは、当地区が鉄道駅に近接する好立地に位置しており、面的整備による計画的で良好なまちづくりが実現できるものと考えておりますことから、新たに市街化区域への編入を図ってまいりたいと考えております。市街化区域への編入に伴いまして、新たに指定する用途地域につきましては、当地区に隣接する地域と同じでございます。また、建ぺい率につきましては60%、容積率は200%の指定を予定いたしております。

ます。また新たに、建築物の高さの上限を15mとする15m高度地区の指定を行うことといたしております。

なお、1つ飛びますが資料6-3「用途地域及び用途制限の概要」といたしまして、用途地域の種類並びに各用途地域におけます建築物の用途制限に関する資料をご用意させていただいておりますので、参考としていただければと思います。

続きまして、②の「龍田南地区」でございます。当地区は、中央公民館の南側の龍田南2丁目地内に位置しておりまして、地区の面積は約0.1ヘクタールでございます。

当地区では、現在、町で事業を進めております都市計画道路法隆寺線の整備に伴いまして、この法隆寺線と現状の市街化区域との境界の狭間に位置することとなりますことから、市街化区域と市街化調整区域との境界をより明確なものにするため、境界調整を理由といたしまして、市街化区域へ編入を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、隣接地と同様、第1種住居地域の指定を予定しております。

また、新家地区と同様に、建ぺい率60%、容積率は200%、高度地区につきましては15m高度地区という指定を行う予定としております。

最後になりますが、③の幸前地区でございます。当地区は町の東端、大和郡山市との行政界附近の幸前1丁目に位置しておりまして、地区の面積は約3.0ヘクタールでございます。

現在、鉄製品の製造工場や配送センターなどが立地しておりますけれども、土地所有者の方々より、既存施設の拡張を図りたいというご相談、新たに工場を建築したいという相談をいただいておりますので、当地区内の所有者の方々の連名によりまして、市街化区域への編入要望書の提出を受けているところでございます。

県の基本方針におきましては、工業・流通業務適地を中心に市街化区域編入を図るとされておりまして、町といたしましても、当地区を市街化区域に編入することによりまして、当地区南側の準工業地域内

の工場群と一体として、一層の工業集積を図っていくことによりまして、工業地として生産力の向上が図られるものと考えております。

なお、用途地域につきましては、準工業地域の指定を予定しております。建ぺい率は60%、容積率は200%の指定を予定しております。建築物の高さの上限につきましては20mといたしまして20m高度地区の指定を行うことといたしております。

なお、当地区の市街化区域編入にあたりましては、県の指導もございまして、地区内におきまして工業集積を確実に図っていくことを目的といたしまして、当地区内に住宅の立地を排除いたしまして、立地可能な建築物を工場や流通業務施設などに限定するという地区計画を併せて指定を行う予定をいたしております。

以上のように3地区において市街化区域への編入を行うことによりしておりますけれども、今回、逆線引き、つまり、新たに市街化調整区域への編入を行っていくという地区の計画はございませんのでご報告を申し上げます。

県の基本方針では、2ヘクタール以上の大規模空地につきましては、計画的な市街地整備の見込みがない場合、積極的に逆線引きを実施するという方針が示されておりますけれども、当町におきましては、平成16年度に実施されました都市計画基礎調査の結果、町内にございます大規模空地は興留地区の1ヶ所でございます。

興留地区は、興留1丁目、興留4丁目の県道大和高田斑鳩線の西側、今現在スーパー万代がございしますが、これの西側にこの地区が位置しております。面積は、約4.8ヘクタールでございます。

近年、当地区の外縁部にあたり西側でございますけれども、イツボ川沿いでは、住宅開発が連続して実施されているところでございます。地区の中心部につきましては、道路がいまだ未整備でありますことから、現状、開発を行っていくこと非常に難しい状況ではございます。しかしながら、当地区内では、いかるがパークウェイの事業計画がございまして、現在この区間におきまして、幅杭の設置が完了しております。一部、用地買収に着手されておる状況でもございます。

町といたしましては、このいかるがパークウェイの整備にあわせまして、土地区画整理事業など面的整備に基づく良好なまちづくりを誘導してまいりたいと考えておりまして、市街化調整区域への編入は行わない方針といたしております。

続きまして、用途地域の変更に係る地区でございます。

今回、用途地域の変更を伴いません区域の選定にあたりましては、都市計画基礎調査の結果に基づく土地利用の状況と、指定している用途地域において想定される土地利用方法並びに町の総合計画及び都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方針との間で整合が図られているかという観点から検証をいたしましたところ、住居系及び工業系の土地利用につきましては、概ねこれらと整合が図られていることから現状の用途地域を維持することといたしております。

商業系の土地利用につきましては、現況の土地利用と用途地域上、想定されている利用形態との間で若干乖離が顕著に見られる「龍田西地区」、「龍田南地区」、「服部地区」のこの3地区につきまして、用途地域の変更を行うことといたしております。

それでは、資料1-3「用途地域変更町素案総括図」をご覧くださいと思います。この地図におきまして、赤色でハッチがけをしております箇所が、今回の用途地域の変更を行う地区の区域を表わしております。また、図面の左上の表でございますが、各地区の用途地域、建ぺい率、容積率、高度地区並びに防火地域・準防火地域の内容につきまして、現在と変更案との対比をしたものでございます。

初めに、①の龍田西地区でございますけれども、当地区は龍田西5丁目及び龍田西8丁目地内の国道25号沿道に位置しておりまして、地区の面積は、約3.7ヘクタールでございます。

当地区におきましては、現状、国道沿いに、ジャスコいかるが店やCDのレンタル店といった店舗が建ち並んでおりまして、ロードサイド型の商業的土地利用が図られております。

町の都市計画マスタープランにおきましては、「現況及び動向を見きわめながら、魅力ある近隣商業地としての計画的な集積誘導に努め

る」という方針といたしておるところでございますけれども、現状の用途地域は、この図面で申しますと黄緑色の部分が第1種中高層住居専用地域、黄色の部分が第1種住居地域となっております、第1種中高層住居専用地域では、500㎡まで、第1種住居地域では3,000㎡までの売場面積の比較的小規模な店舗しか立地できないといった状況となっております。このことから、当地区におきまして、今後地域の中核となる商業施設の立地を可能とするとともに、周辺にございます住宅地の住環境の保全を図ることができます、第2種住居地域へ変更を行うことといたしております。第2種住居地域では、売場面積が10,000㎡までの店舗が立地可能となっておりますけれども、あくまで住居系の用途地域でございますことから、風俗施設や住環境を悪化させる危険性がある工場などは立地できないこととなっております。なお、変更にあたりまして、建ぺい率は60%、容積率は200%の指定を予定いたしております。高度地区につきましては、現行の15m高度地区を維持することといたしておりますことから、これらの規制は現行と変わりはありません。

続きまして、②の龍田南地区でございます。現状の用途地域は近隣商業地域の指定を行っておりますけれども、現状、JAの事務所あるいは郵便局などの業務施設を除き、戸建て住宅を中心とした土地利用が図られております。ほとんど商業的な土地利用が図られていない状況でございます。

こういったことから、現状の土地利用方法から地区内及び地区周辺の住環境の保護を図ることを目的といたしまして、当地区に隣接する地域と同じ用途地域となります第1種住居地域に変更を行うことといたしております。この変更に伴いまして、現行の建ぺい率は80%となっておりますけれども、ゆとりのある土地利用を誘導していくために、60%に見直しをしていきたいと考えております。60%に見直しを行うことに伴いまして、現行、火災の際に類焼を防ぐために、準防火地域に指定を行っておりますけれども、準防火地域の指定を解除するということといたしております。



また、容積率につきましては、現行と同様の200%、高度地区につきましては20m高度地区から、15m高度地区に変更をしていきたいと考えております。

最後になりますが、③の服部地区でございます。当地区も先ほどの龍田南地区と同様に、現状の用途地域は近隣商業地域に指定されておりますけれども、地区内の建築物は、ほとんどが戸建の住宅でございますことから、現状の土地利用の状況と用途地域との整合を図ることによりまして、住環境の保護を図っていくことを目的といたしまして、周辺の用途地域にあわせて、当地区の中央部分を走っております町道401号線、いわゆる服部道ですが、これの北側につきましては第1種住居地域に、南側につきましては、第1種中高層住居専用地域に変更を行うことといたしております。

建ぺい率につきましては、先ほどの龍田南地区と同様に現行の80%から60%に変更を行うことといたしております。準防火地域につきましては解除を行うことといたしております。また容積率につきましては200%の指定を行うことといたしております。現行と変更はございません。高度地区につきましては、20m高度地区から15m高度地区へ引き下げを行うことといたしております。

これらの用途地域の変更案につきまして、今後、土地所有者の方々や地元の自治会の方々を対象に、説明会を開催いたしまして、皆様と合意形成に努めて参りたいというふうに考えております。

用途地域の変更地区に関する説明は以上となります。

なお、これに伴いまして高度地区及び準防火地区につきましては、市町村が決定する都市計画となっております。ちょっと戻りますが、線引き等につきましては県知事が決定する都市計画でございまして、その内の高度地区及び準防火地区につきましては市町村が決定する都市計画となっております。これらの変更にあたりましては、この線引き及び用途地域の都市計画決定の時期に合わせまして、改めて手続きを進めていくということで考えております。

なお、今ご報告をさせていただきました内容につきまして、11月

13日に「都市計画審議会」を開催いたしまして、この中で同様の報告させていただいているところでございます。委員の皆様方からは市街化区域への編入でございますので、農地を守るという観点から今後どのように市街化調整区域へ、市街化区域が増えるけれども、市街化調整区域へどのように逆線等考えているんやといったご意見であったり、地元のあるいは地権者住民の皆様の方への説明等ちゃんとして行っていくんかといったご質問等をいただいております。そういった形で都市計画審議会の方を終えております。

なお、ちょっと追加になりますが、都市計画審議会につきましては、この線引き及び用途地域の変更とともにもう一点報告をさせていただいた事項がございますのであわせて報告を簡単にさせていただきます。現在、奈良県が「奈良県景観計画」と「奈良県景観条例」というのを策定をしようということで、作業を進められておまして、この11月13日から12月12日までの一ヶ月の間、県民の皆様からご意見を募集をするということで行われております。こういった状況もございまして、今後当町におきましても世界文化遺産のある町として、幹線道路を中心に斑鳩町の景観の保全と良好な景観の形成を図るということで、斑鳩町におきましても景観計画、あるいは景観条例といった施策の策定に取り組んでまいるといってご報告を申し上げているところでございます。

以上が、報告事項（4）「線引き見直しについて」の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんでしょうか。 中川議長。

議長 この龍田西地区の今イオンあるとこでっかな、ジャスコっていうか、あれは今の用途地域で見合ってるいうんか、別に違法ではない建物でんねんな。

都市整備課長 今、ジャスコがございます建物につきましては、店舗の床面積が約1万5000㎡でございます。先ほど説明の中で申しましたように、この地域は規制といたしましては、用途の規制といたしましては、第一種中高層住居専用地域ということで、500㎡までの床面積の店舗しか建てられないということになっております。ただしこの建物はこういった法が整備をされる、規制がされる以前に建築をされた建物でございまして、いわゆる既存不適格建築物というふうな状況になってようかというふうに思っております。以上です。

議長 うわさですけど、真実はわかりまへんねんけど、イオンがもう撤退するというようなお話を聞いたことがありまんねんけどね、その次に企業が入りやすいように町としてはこういう努力をしてはんのかなっていうのをパッと個人的に思ってんけどそういうところはどうでんの。

都市整備課長 イオンが撤退されるかどうかというところにつきましては、いろいろ新聞でですね、全国的な話として書かれております。ただ斑鳩のジャスコですね、これは撤退するかどうかというのはまだ我々としても掴んでない状況でございます。この地域はやはりマスタープランでですね、沿道を中心としてですね、商業集積を計っていきたいということで、このジャスコ自身の建物の問題ももちろんございますけども、北側に広く残っておる駐車場等の一帯ですね、一帯的なところにつきましてもやはり今後あの地域の中核となるような店舗展開がされる可能性も当然ございますので、こういった背景といいますか理由から、今回こういう設定をさせていただくというふうなことでございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長           ないようですので、次に、（５）斑鳩町産業フェスティバルの開催について、報告を求めます。 川端観光産業課長。

観光産業  
課長           それでは今月の３０日、日曜日ですねんけど、中央公民館で開催いたします、産業フェスティバル２００８についてご報告いたします。お手元には配付を今後予定しています、チラシのコピーでありますをご用意いたしました。ご覧いただきますようお願いいたします。概略ではありますがご説明申し上げます。

          実行委員会により本年の産業フェスティバルについての方針が決定され、実施に向け関係者、各部会等開催しまして現在準備を進めているところであります。計画の概要をご説明申し上げます。

          まず、恒例の農産物品評会ではありますが、フェスティバル前日の２９日午前中に受付を行い、午後から北部農林振興事務所、その他の技師の方々を中心に審査を行う予定であります。審査結果につきましては、３０日のフェスティバルにおいて公表するとともに、各受賞者の方々に表彰させていただきます。

          次に、３０日ではありますが、午前１０時より中央公民館前で、農産物及び商工物産の即売会や各種バザーなどを各団体の参加を得て実施いたします。また、農業委員会が中心になって進められておられます、遊休農地解消対策事業の一環として、遊休農地の実態調査による農地の現状、また、遊休農地を活用した試験展示ほ設置による、「そば」「菜の花」栽培の事業経過等を、多くの住民の方々に知っていただくため、昨年引き続きパネル展示を、少し規模を大きくしまして紹介させていただきたいと思っております。収穫されたそば等を利用したそば打ち体験コーナーや、そば粉・黒米・菜の花油の販売も計画をされております。

          次に、ホールにおきましては、午後より式典を行い、農業部門、商工部門の表彰及び先ほど申し上げました農産物品評会の特賞の皆様方の表彰と、小学校児童による農業体験の発表を昨年に引き続きしていただく予定となっております。恒例の演芸につきましては、漫才２組に

よる演芸を楽しんでいただく予定となっております。

また、商工会による、龍田市につきましては、昨年引き続き中央公民館で商工関係者の皆様方により、開催を計画していただいております。

例年多くの来場者の方々に楽しんでいただいておりますこのイベントが、農業・商業者の皆様方と住民の皆様方の交流の場となるように、努力していきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 中川議長。

議長 この龍田市ね、去年、おととしまでは竜田神社でははったと思えますねんけどね、これなんで中央公民館でもらうようになってまんねんやろ。

観光産業課長 今まで竜田神社で分かれてやってきました。それでだんだん年するごとに参加者の方がね、2ヶ所に分かれたら往復すんのに、やはり同じ時間帯に販売とかそんなんしますんで、ちょっとできたら1ヶ所にしてほしいっていう要望が多くありましたんでね、そしたら去年からやってみようか、というような形で進めています。それで去年わりと評判ちょっと良かったんで、じゃ今年もということで実行委員会でもう1年一緒にやろうということで今進めてもらっています。

委員長 他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、理事者側から何か報告しておくことはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。  
続いて、その他について各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。 西谷委員。

西谷委員 住民の方から問い合わせがあったんでちょっとお聞きしたいんですけど、県道大和斑鳩線に町が設置している電光掲示板があります。それが蛍光灯が切れてずっとほったらかしになってるんやっていうのがあったんですが、場所はどの辺でいつ頃からそのまま放置されてあるのか、ちょっとその辺のことをお聞きしたいんですが。

観光産業課長 電光掲示板、県道の大和高田斑鳩線のちょうど万代よりちょっと北へ行ったところに今、電気は入ってませんねんけど、今、斑鳩をゆっくり走ろうという表示はしてます。それと国道25号線、幸前の方に光洋製鋼の工場があります。その上に同じような掲示板があります。ちょっと今調整はしておりますねんけど、中の蛍光灯、電気がつかない状態になってます。で、かなり形が古いんで今業者の方と相談してますねんけど、今部品がなくて、蛍光灯替えたらええだけじゃないらしいんですので、それ今調整してるところですねん。ちょっとまだ鍵も開かないような状態に、雨でなっておりますんで、それ今業者と調整しているところです。

西谷委員 あのね、住民の方から言われると、実際電光掲示板は設置してあるねんけども、たまたま県道大和斑鳩線で、相当外灯がないんで暗いんですよね、夜。それで、それまでは電光掲示板の蛍光灯があるだけでもだいぶ歩くのに明るかったのに切れてると。それでなお且つああいこのんは電気代はっていったら設置してたらメーターがないんで、必ず設置してる限りは電気代は関電へ支払いをせないかん状態になって

るのに、なんで電気代払うて蛍光灯もつかへんやつをそのままほったんねやという素朴な意見で、実際今聞いたら蛍光灯は単に付け替えたらええだけやのうて、使えないっていうことなんですが、地域からすると、住民からしたら、たまたまその方がそういう関電にいてはった人やから、そういうことに詳しいから多分そういう素朴な疑問でなんでこういうのは外灯と同じでとにかく切れてようが切れてまいが、電気代が常に発生して町が払うていかないかんということ中では、速やかにちゃんと付け替えして地域の散歩しはる人の足元の防犯のためにも、ぜひとも早く修理してほしいなと思います。ちょっと対応だけお願いしときます。

委員長 加藤建設課長。

建設課長 今、西谷委員のご意見ございましたが、県道大和高田斑鳩線に関連して、前回ですか、道路照明の関係で暗いということでございましたんで、その部分については県の土木事務所の方に申し上げて早急に対応するように申し上げておりますので、関連しますのご報告申し上げます。

西谷委員 今の県の方の対応っていうのはいつ頃設置すると、いつ頃計画が具体化するというのは、その辺の日にちはわかりませんの。

建設課長 県の時期的なことについては裏付け、予算的なことがございまして、いつということは申されておりませんが、できるだけああいった現状ですので、早急に対応されるよう、またいつ頃できるかについては、日程的なことがわかれば、またご報告をさせていただきたいというふうに思います。

委員長 他にございませんか。 浦野委員。

浦野委員 役場前の陸橋いいですか、学童がね、渡る橋なんですけども、非常に錆びたりして汚いんですけども、塗替えの計画はないんですか。

建設課長 以前から塗装なりそういった階段部分が傷んでて、再三、国の方に要望しておりましたけども、今回大和小泉から竜田大橋西詰までの間の道路環境整備の中の一環として、塗装も含め補修をやっていただくということで、先週、国と協議を行いまして、近々その工事に入っているということになるかと思えます。今、先ほども西谷委員にも申しあげましたように、その辺の日程的なことについては確認しまして、またご報告を申し上げたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 大和川の緑地公園の整備について質問させていただきます。まず、堤防の斜面と河川敷とは整備の主体が違うんでしょうか。例えば堤防の方は国交省であるとか、その辺は。

都市整備課長 今おっしゃっておられます昭和団地の大和川の堤防でございますけれども、斑鳩町はあそこの部分の洪水敷の部分を公園として占用させていただいて管理もしております。堤防部分につきましてはスロープ、法のスロープですね、それ以外の部分につきましては国土交通省の方で管理をされているという状況でございます。

吉野委員 河川敷、公園の部分についての草刈りを行ってもらっているんですけども、これは年何回行っているものでしょうか。

都市整備課長 町が管理しておりますところにつきましては、年に7回の草刈りを予定しております。

吉野委員 定期的に日にちを決めて7回でしょうか。それとも状況に応じて7



回やられるんですか。

都市整備  
課長 草の伸び方の状況を見まして適宜しておりまして、定期的ではございません。

吉野委員 この業者との契約は年1回やってるんですか。この年度はこの業者と決めておられるのか、それとも各回ごとに業者違うのか、入札。

都市整備  
課長 年度当初に入札を行いまして、1業者と契約をいたしております。草刈りの実施につきましては、状況を見ながら指示書によってその都度実施をいたしているというところでございます。

吉野委員 この7回については定料金っていうんですか、例えば1回10万円、7回70万と、こういうふうになっておるんでしょうか。

都市整備  
課長 この入札の段階で全額を決めております。それは面積、草刈りの面積を基本にやっておりますので、その都度若干違う場合もございますが、年間では全体を執行するという予定になっております。

吉野委員 その都度違うとしましてですね、刈った草の処分についてはどのように契約をされておられますか。

都市整備  
課長 現在の契約では、その刈った処分は現地にそのまま置いておくという事で持ち出しの処分は行っていないのが現状でございます。

吉野委員 私どもの地区、また昭和町地区の方々は大変よくあそこを利用されている場所で、子供さん方も休みの日にはたくさん集まってきている大変いい公園だと私も思っております。今回グランドゴルフなんですけども、週に2回ずつやっておりますですね、行ってみたら草が伸びていてできなかったっていうのがかなりあるんですよ、回数として

は。皆さんに聞くと、以前は草を処分していたと、刈った草を。そして一定のところに集めて、たしか焼いていたと。私も昨日見たんですけども昭和橋からあの辺から立って見た限りでは、昭和橋から一旦20メートルぐらいまでは草を処分してくれているんですよ。それから先の方は刈ったままの状態でありまして、それを我々はゴルフをやる時に皆さんで熊手みたいなものを持って行ってですね、ずーっとよけてやると、こういう状況なんですよ。で、できればですね、年7回としてですね、その中にですね、草の処分も入れていただいた方が我々としては大変使いやすいなとは思っています。それから去年はたしか落橋防止のためにですね、昭和町の落橋防止、去年度でしたか去年でしたか落橋防止のためにあそこへ工事用の車が、国交省の工事ですから車が出入りしたときのためにですね、あの、堤防じゃなくて緑地公園の上を工事用車両が通ってがたがたにしたと、そういうことで、われわれはいつもグランドゴルフをやる場所は芝生を植えたわけですよ。市松模様にこう芝生を植えていきました。その時にはかなりの面積としては、勘違いでなければ、かなりの面積の部分その入札した単価から何ヶ月間は引かなきゃならなかったんじゃないかなと思います。それから市松の模様の芝生の面だけは草がそれほど伸びないんですけど、逆に市松以外の土の部分はいへんよく草が伸びましてですね、これがまたわれわれ時々草を刈ってるんですけども、草刈るのに芝生の部分を傷めないように草を刈るんですからたいへん難儀したわけですよ。もう一度その辺を、今わからなかったらどうかあれですけど、芝生を植えた部分の面積を除外した契約金額になっているのか、それから刈った後、斑鳩町の職員さんが現場を確認されておられるわけですね、そういう報告は、きちっとできてましたよっていう報告は入っているのですか。入りますか。

都市整備  
課長

今委員おっしゃってました橋梁工事によります一部公園敷きを橋梁工事の進入路として利用されたことによって、その部分につきましてはまず草刈りですね、につきましては実施はしておりませんので、当

然契約の中では調整をさせていただいているというのはございます。  
また処分につきましてはですね、やはり焼却の関係等もございまして  
今のところ現地に、まあ細かく砕いてと言いますか切ってですね、撒  
くような形でやっておりますので、今のところはその形で予定をして  
いきたいというふうに考えております。

吉野委員　そしたらですね、グランドゴルフをやる人たちがその草を刈って  
もよろしいんでしょうか。まあボランティア的にですね、刈ってもよ  
ろしいですか。

都市整備  
課長　今、委員おっしゃってます草刈りというところでございますか、処  
分はちょっとはらっていただいているという状況でもございますけれ  
ども、その辺はですね、一応管理は町になっておりますので、本来町  
が草刈りを必要に応じてするというところで現在行っております。刈っ  
ていただいてもしその時にですね、何かありましてもですね、ちょっ  
と怪我をされたりとかいったことも当然心配されることもございます  
ので、その辺は状況を見ながらですね、対応をしていただければとい  
うふうに思っております。

吉野委員　それでは、また皆さんゴルフやる方々と相談しましてですね、その  
辺またご相談させていただきたいと思います。それから私勘違いして  
おりました、国交省が行っている堤防斜面にですね、植栽かなんかの  
業者さんでしょうか、庭木を伐採したものをあそこ斜面に捨てていっ  
ているんですよ、5メートル間隔にぼんぼんぼんぼんと捨てていって、  
カイツカイブキなどの大きな枝を捨てていってると。今のところは草  
が伸びましたものですから、ほとんど見えなくなっているんですけれ  
ども、そういう管理は国交省がやっているというふうに考えていいわ  
けですね。

都市整備　基本的には堤防法面につきましては、国土交通省大和川河川事務所

課長 　　の方で管理をされている状況でございます。

吉野委員 　　ではそういう状況を発見した時は、住民の方から国交省の方に電話なりをしてこんな状況ですよと言えればいいわけですね。

都市整備課長 　　はい、それも結構ですし、町の方におっしゃっていただいて、町経由で調査していただくということも当然結構かと思えます。

吉野委員 　　管轄しないかもしれませんが、あそこ朝早くから散歩する、犬を連れて散歩する人がおりましたですね、夕方も薄暗くなった頃に散歩する人が結構たくさんおりました、これは厚生常任委員会の管轄でしょうか、犬の糞があちこちに落ちておりましたですね、これは厚生常任委員会ですか。管理している場所としては建設水道かなと思ったりするんですが。

都市整備課長 　　犬の糞でございます。これつきましては糞等をさせないようにと注意喚起であったり、そういうところを管理の途中で発見をさせていただきましたら、直接注意をさせていただくというふうな形で行っております。各施設の管理者でそういう形をとっているということでございます。

吉野委員 　　わかりました。あと一つだけ、若い方、お年寄り共にグランドゴルフじゃなくて本格的なゴルフの方ですね、あそこで練習をして振り回している人が結構おりましたですね、これは違反ですよ。

都市整備課長 　　はい。そういった危険な行為ですね、通常、違反とかいうよりもモラルの問題かと思えます。

委員長 　　他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長

ないようですので、その他については、これをもって終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがお異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。  
芳村副町長

( 副町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

( 午前10時56分 閉会 )